



長野県報

4月3日(木)
令和7年
(2025年)
第597号

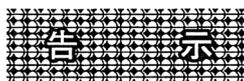
目次

告示

地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の指定(税務課).....	1
保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	2
基本測量の実施(2件)(建設政策課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	3
公共測量の終了(9件)(建設政策課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課).....	6
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	7

公告

特定調達契約の締結が見込まれる一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の定め(契約・検査課).....	7
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	9



長野県告示第140号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
長野市大字中御所字宮沖216番10
テスコ株式会社長野支店
- 委託した公金事務の内容
自動車税分室業務において行う自動車税種別割及び自動車税環境性能割の収納事務
- 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年2月6日
- 委託期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

税務課

長野県告示第141号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第142号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市南信濃木沢704の14・704の20（以上2筆国有林）、704の17から704の19まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第143号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

塩尻市大字奈良井字観前1235の74、1235の76から1235の80まで、字糟沢甲2741の124

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第144号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 電子基準点測量

2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

長野市、松本市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、北安曇郡白馬村、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第145号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 重力測量

2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

千曲市

建設政策課

長野県告示第146号

長野県北アルプス地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 令和6年度経営体育成基盤整備事業会染西部地区確定測量業務

2 作業期間

令和6年11月1日から令和7年3月21日まで

3 作業地域

北安曇郡池田町

建設政策課

長野県告示第147号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 車載写真レーザ測量、数値地形図データ作成

2 作業期間

令和6年4月6日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

木曾郡上松町、木曾郡木曾町

建設政策課

長野県告示第148号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 長谷地区排水路測量業務

2 作業期間

令和6年8月2日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

長野県告示第149号

長野県木曾地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和6年10月7日から令和7年2月21日まで

3 作業地域

木曾郡上松町

建設政策課

長野県告示第150号

長野県松本地域振興局長事務取扱副知事から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、一筆地測量

2 作業期間

令和6年11月5日から令和7年3月13日まで

3 作業地域

東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第151号

長野県松本地域振興局長事務取扱副知事から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、確定測量
- 2 作業期間
令和6年8月9日から令和7年3月12日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第152号

長野県松本地域振興局長事務取扱副知事から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 用地測量
- 2 作業期間
令和6年10月21日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡山形村

建設政策課

長野県告示第153号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 松本市基本図修正
- 2 作業期間
令和6年7月3日から令和7年3月7日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第154号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 数値地形図修正、令和6年度 都市計画総務事業駒ヶ根市都市計画基本図修正業務委託

2 作業期間

令和6年7月31日から令和7年2月27日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第155号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 塩尻市基盤地図修正

2 作業期間

令和6年5月27日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第156号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和7年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
大北地区危険物安全協会	長野県大町市大町4724-1	長野県大町市大町4724-1 北アルプス広域消防本部内 大北地区危険物安全協会

会計課

長野県告示第157号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和7年4月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
長野県行政書士会	長野県長野市大字南長野南県町1009-3	長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会
一般社団法人 長野県長野西高等学校同協会	長野県長野市箱清水3-8-5	長野県長野市箱清水3-8-5 一般社団法人 長野県長野西高等学校同協会
塩尻交通安全協会	長野県塩尻市大字宗賀73番地305	長野県塩尻市大字宗賀73番地305 塩尻交通安全協会

会計課

選告示第12号

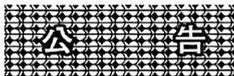
長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和7年4月3日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

別表第1の不在者投票のできる病院中「佐久市岩村田804番地」を「佐久市岩村田807番地」に改める。

選挙管理委員会



公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度において特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の特定調達契約をいい、建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）の締結が見込まれるため、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等を次のように定めました。

なお、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）に基づく申請を既に行った者で、令和10年3月31日までの競争入札参加資格を有すると認められる予定の者は、この公告に基づく申請の必要はありません。

令和7年4月3日

長野県知事 阿部守一

第1 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類

令和7年度において、特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等（特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。）及び特定役務（特例政令第2条第4号のイに規定する特定役務をいう。）の種類は、次のとおりです。

1 物品等

事務機器、車両、工事用材料、電気等

2 特定役務

その他の陸上運送サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス等

第2 競争入札参加資格

1 競争入札参加資格の種類

(1) 競争入札参加資格は、次に掲げる契約の種類ごとに付与するものとします。

ア 製造の請負

イ 物件の買入れ

ウ その他の契約

(2) 競争入札参加資格は、前号に掲げる契約の種類ごとに次に掲げる等級に区分するものとします。

ア A（契約予定金額の制限なし）

イ B（契約予定金額1,000万円未満）

ウ C（契約予定金額300万円未満）

(3) 予算執行者は、前2号の規定にかかわらず、特に必要があるときは、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認めることができます。

2 競争入札参加資格の申請に必要な要件

競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次の各号の全てに該当しない者でなければなりません。

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者

(3) 前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（個人にあっては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに個人住民税を滞納している者）

(5) 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていない者